

令和8年度市民活動推進事業補助金 事業提案募集

市民活動(市民が自主的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって、社会貢献性を有するもの)の活性化を推進するため、自主的に行う公益的な事業に要する経費の一部を補助します。

対象団体

市内に活動拠点を有し、市内において継続的に市民活動を行っている、または新規に行う意思があると認められる5人以上で構成された団体で、組織の運営に関する規約、会則などの定めがあるもの。

対象事業

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施される市民活動の事業で、原則、市内全域を対象とした公益性の高いもの。

※他の助成制度などの補助を受けていない事業に限ります。

補助金の種類及び限度額等

補助金の種類	自立促進事業	活性化事業
対象団体 (令和8年4月1日時点で)	設立後2年未満の団体	設立後1年以上の団体
補助回数	1回	同一年度で1回(合計3回まで)
限度額	10万円(上限)	補助対象経費の2分の1以内 (上限20万円)

※補助金額については、「令和8年度あま市一般会計予算」議決後の、当該補助事業にかかる予算の範囲内となります。

※補助金の交付は、1団体につき1事業、かつ同一年度内において1回のみです。

応募期間

9月1日(月)～30日(火)(土・日曜・祝日を除く)

午前8時30分～午後5時15分

応募方法

要望書に必要書類を添えて企画政策課へ提出してください。

※事前相談を兼ねて募集要領を配布しますので、応募される方は上記期間中に必ず企画政策課にお越しください。

審査選考方法

公益性、創造性、自発性、継続性などの項目について書類審査し、必要に応じて、応募団体へのヒアリング、プレゼンテーションを実施します。選考結果は、令和8年3月下旬に通知するとともに、市公式ウェブサイト等で公表します。

問 企画政策課 ☎444・1712